

広島県告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

廿日市市吉和字吉和西一五八二（次の図に示す部分に限る。）、一五八三の一から一五八三の三まで、一五八三の四（次の図に示す部分に限る。）、一五八三の五、一五八三の六、一五八三の七から一五八三の一二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一五八三の一三から一五八三の二〇まで、一五八四の一（次の図に示す部分に限る。）、一五八五、字吉和東一五八八・一五八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五八九の二、一五八九の三、一五九二の一から一五九二の三まで、一五九二の四（次の図に示す部分に限る。）、一五九二の五から一五九二の七まで、一五九二の八（次の図に示す部分に限る。）、一五九二の九、一五九二の一〇、一五九二の一三から一五九二の一五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五九二の一六、一五九二の一七・一五九五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五九五の一四から一五九五の一八まで、一五九五の二〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）